

とくしまユニバーサルデザイン基本指針

～ みんなで築く、住みやすいまち徳島～

平成 1 7 年 3 月

徳 島 県

目次

第1	はじめに	1
1	基本指針策定の趣旨	1
2	基本指針の性格	1
第2	ユニバーサルデザインについて	2
1	ユニバーサルデザインとは何か	2
2	今、なぜユニバーサルデザインか	4
3	バリアフリーからユニバーサルデザインへ	5
	基本指針の体系	7
第3	ユニバーサルデザインで目指すもの	8
1	目指す姿（目標）	8
2	基本姿勢	8
第4	ユニバーサルデザインの分野ごとの施策の方向と主な取り組み	9
1	個別分野の取り組み	9
	街づくり	9
	ものづくり	15
	情報環境づくり	16
2	基盤となる取り組み	17
	ユニバーサルデザインの意識づくり	17
第5	ユニバーサルデザインの推進に向けて	18
1	推進に当たっての考え方	18
2	主体ごとの役割	19
	付属資料「分野別取り組み例」	21
	用語解説	29
	文中の右肩に*印の付いた用語の解説	

第1 はじめに

1 基本指針策定の趣旨

徳島県は、本県の魅力や個性を十二分に引き出し、全国に誇りうる「オンリーワン徳島」の実現に向け取り組みを進めています。

このためのオンリーワン徳島行動計画の基本目標の一つとして、「ユニバーサルとくしまの実現」を掲げ、年代、性別などを問わず、県民一人ひとりが、主体性を持って、はつらつと生活できる、ユニバーサルな(すべてのひとのための)社会づくりを目指しています。

少子化はもちろん、全国平均より10年程度速く高齢化が進むといった本県のおかれた厳しい状況を踏まえると、ユニバーサルな社会の実現に向けた基盤として、地域に暮らすみんなが住みやすい「ユニバーサルなまちづくり」が大変重要となっています。

このためには、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考え、すべての人が安全・安心で利用しやすいように計画、設計する」という「ユニバーサルデザインの考え方」に基づき、行政をはじめすべての主体が、共通の認識を持ち、互いに連携・協働しながら行動することが求められています。

そこで、新たなまちづくりの基本となる指針(基本指針)を策定し、県民を挙げて取り組むものです。

2 基本指針の性格

基本指針は、まちづくりにおいて、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、各種施策を推進する上での基本的な方向を示したものとします。

また、県民、NPO*、事業者、市町村などと連携・協働で取り組むための目安となるものです。

第2 ユニバーサルデザインについて

1 ユニバーサルデザインとは何か

「ユニバーサルデザイン」は、一般に「すべての人のためのデザイン」と言われています。

年齢、性別、身体的能力、言語など、人々の様々な特性や違いを超えて、はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方です。

その原点には、

- ・ 人は、そもそも、体格、性別、利き腕、身体的能力、言語など、あらゆる面で一人ひとりが異なっていること、
- ・ 人は誰でも、けが・病気、事故などにより日常的な動作に苦痛を感じたり、高齢に伴う身体的能力等の低下により日常生活に不自由を感じたりするのが一般的であること、

から、計画、設計に際し、従来のように若い健康な人を「平均的な人」として設定し、その利用を念頭におくのではなく、このような多様な人々の利用を前提とすべきであるという考え方があります。

【身近なユニバーサルデザインの例】

- ・ 車いす使用者、高齢者、子ども連れなど、誰もが利用しやすい多機能トイレ*
- ・ ノンステップバス*
- ・ 高さの調節できる流し台や机・いす
- ・ 高さの違う電話ボックス群や手洗い場
- ・ 高低差のあるドアの取っ手やレバーハンドル式のドアノブ
- ・ シャンプーとリンスを区別するためのボトルの凸

参考

- ・ ユニバーサルデザインの考え方は、故ロナルド・メイス氏（米国の建築家、工業デザイナー。ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長。）によってはじめて提唱されたものです。

ユニバーサル： 普遍的な、すべての
デザイン ： 計画、設計

- ・ ユニバーサルデザインは、以下の「7つの原則」よりなります。

誰にでも公平に利用できること

（公平性）

使う上で自由度が高いこと

（自由性）

使い方が簡単ですぐわかること

（単純性）

必要な情報がすぐに理解できること

（わかりやすさ）

うっかりミスや危険につながらないデザインであること

（安全性）

無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

（省体力）

アクセス*しやすいスペースと大きさを確保すること

（使いやすさ）

2 今、なぜユニバーサルデザインか

本県においては、少子高齢化が進み、人口が減少するとともに、外国人が急増するという状況です。

ともすれば地域の活力が低下しがちであることから、今、地域のすべての人が主体的に社会に参画し、地域力を高めることが求められています。

さらに、人々の価値観・生活様式の多様化が進み、人間性の回復に向けて、真に豊かな生活の実現が求められています。

このためには、すべての人が、生活しやすい、活動しやすいまちづくりが重要であり、その手法としてユニバーサルデザインを導入した取り組みが効果的と考えられます。

【高齢社会の到来】

本県における高齢化率（65歳以上の高齢者が人口に占める割合）は、平成15年（2003年）には23.5%となっており、全国平均の19.0%を4.5%上回り、全国平均より10年程度速く高齢化が進んでいます。さらに、平成22年（2010年）には25.5%に達し、県民の4人に1人が高齢者になると予測されています。

私たちは、高齢になるに従って、日常生活等において、身体的能力の低下による制約を受けやすくなることから、高齢社会の中で、高齢者が主体性を持って生活できる環境づくりが重要です。

【少子化の進展】

本県における合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数）は、平成15年（2003年）には1.32となっており、人口が維持できる水準とされる2.07を大きく下まわっています。

また、出生数も第二次ベビーブームの昭和48年（1973年）には、12,325人でしたが、平成15年（2003年）には、6,556人と概ね半減しています。

少子化対策として、安心して子どもを生み、育てられる社会を実現するために、子育てや子どもにやさしい環境づくりが求められています。

【在県外国人の急増】

本県における外国人登録者数は、平成15年（2003年）には5,421人となっており、平成10年（1998年）の2,968人から約2倍になっています。また、国籍別では、中国（57.4%）とフィリピン（15.5%）が多いという特徴があります。

日本語や日本文化・慣習の分からない外国人にとっても、住みやすい環境づくりが求められています。

3 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

本県では、これまで、「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例*」や、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）*」、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）*」などに基づき、公共・民間建築物、駅舎や車両などの公共交通機関、道路や公園などの都市施設について、主に高齢者や障害者などが、安全かつ快適に生活できる環境の整備に努めてきました。

これらの取り組みは、いわゆるバリアフリー（デザイン）の考え方によるものです。

高齢者や障害者などのために、段差の解消等ハード面の「物理的な障壁」をはじめとした障壁（バリア）をフリーにする、つまり、もともとあった障壁を取り除くことを主眼としています。

しかしながら、本県の少子高齢化や国際化などの状況からすると、このような特定の人々を対象に、事後的に特別な対応を行うという発想を一步進めることが重要です。

今後は、すべての人を対象に、障壁そのものを作らないことを目指し、はじめから対応するユニバーサルデザインの考え方による取り組みが必要です。

ただし、ユニバーサルデザインが普及しても、特別な対応を必要とする人は必ず存在し、そうした人々については福祉工学・サービス等による解決策が求められます。

【ユニバーサルデザインの考え方】

【バリアフリーとユニバーサルデザインの違いの例】

区分	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
トイレ	車いす使用者トイレ	多機能トイレ*
バス	リフト付きバス*	ノンステップバス
手洗い場	高さの低い手洗い場	高さの違う手洗い場

基本指針の体系

ユニバーサルデザイン
で目指す姿（目標）

「地域に暮らすみんなが住みやすいまち徳島の
実現」

基本姿勢

「利用者重視」の考え方のもと、
「安全・安心」、「簡単」、「快適」の視点で取り組む

留意点 環境・地域特性への配慮
柔軟な取り組み、できるところからの取り組み、
継続的取り組み

ユニバーサルデザインの7原則を踏まえる
誰にでも公平に利用できる 使う上で自由度が高い 使い方が簡単ですぐわかる
必要な情報がすぐに理解できる うっかりミスや危険につながらないデザインである
無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できる
アクセスしやすいスペースと大きさを確保する

分野ごとの施策の方向 と主な取り組み

個別分野の取り組み

施
策
体
系

街づくり

街全体が、利用しやすく、移動しやすい
ものとなるよう努力

街づくり全体

公共・公益建築物等
住宅
公園、水辺・海辺、観光地
道路
交通

ものづくり

利用者ニーズ反映のものづくりや
県民による製品の積極的利用に努力

製品開発
製品利用

情報環境づくり

多様な情報環境の整備に努力

情報化（電子自治体等）
情報提供

基盤となる取り組み

ユニバーサルデザインの意識づくり

個別分野の取り組みの着実な推進のための
一人ひとりの意識づくり

普及啓発
人材育成

上記の施策体系の最下位の区分ごとに、「施策の方向・主な取り組み」を示す。
これを踏まえ、必要に応じ、計画やガイドラインを検討。
（主要なもの：とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン）

推進方策

県の取り組み

- ・先導的な実施
 - 「県自ら率先する」
 - 「すべての主体が連携・協働する場をつくる」
 - 「スピードを重視する」
 - 「地域にこだわり、地域のルールで進める」
 - 「まずは、身近なところからはじめる」
- の考え方のもと、取り組む
- ・県民、NPO、事業者、国・市町村等との連携・協働
- ・推進体制の整備
 - 庁内推進体制、全県的な推進体制（県民、NPO・関係団体、事業者、行政、学識経験者等）
- ・主な取り組み等の点検・評価と見直し
- 各主体（県民、事業者等）に期待される取り組み

第3 ユニバーサルデザインで目指すもの

1 目指す姿(目標)

「地域に暮らすみんなが住みやすいまち徳島の実現」

年代、性別などを問わず、県民一人ひとりが、主体性を持って、はつらつと生活できる、ユニバーサルな社会づくりの基盤として、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。

このことにより、身近なところから、都市部や農村部を問わず、県内どこでも、そこに生活しているすべての人が住みやすい「徳島県」を目指すものです。

また、住みやすいことは、例えば、観光・交流で訪れる県外客も過ごしやすいことに繋がります。

2 基本姿勢

ユニバーサルデザインの7原則を踏まえ、「利用者重視の考え方」のもと、「安全・安心」、「簡単」、「快適」の視点で取り組みを進めます。

その際、「環境や地域特性に配慮」するとともに、「柔軟に、できるところから、継続して、」取り組みます。

【利用者重視の考え方】

みんなが住みやすいまちは、建物、製品、サービスなどを利用する人一人ひとりが、いかに安全・安心、簡単、快適に利用できるかによって決まるものです。すべての人のニーズを満たすことは容易ではありませんが、より多くの人にとって、より利用しやすいデザインを目指すためには、様々な対話の機会等を通じて得られる利用者の声を重視することが最も重要です。

【安全・安心】

利便性の反面として様々な危機の発生するおそれがある今日の社会においては、何よりも生活上の安全性が求められています。

うっかりした行動や意図しない行動が、間違いや危険に繋がらないなど、どのような状況でもすべての人が安全に安心して利用できるという視点です。

【簡単】

社会が複雑・多様化し、かつ高度化していることから、逆に単純なことが重要です。

利用方法や内容がすぐに分かるなど、すべての人にとって利用しやすい、分かりやすいという視点です。

【快適】

真の豊かさを実現するためには、生活の質的な高さが求められています。

「安全・安心」や「簡単」であることはもちろん、姿勢・スペース等の点から使い勝手がよいなど、すべての人が不自由なく楽に利用できるという視点です。

環境や地域特性に配慮

ユニバーサルデザインはすべての人が利用しやすいデザインですが、必ずしも全国的に、さらには世界的に、画一化されたものを目指すというわけではありません。

地域の自然、産業、文化などに応じ、当然求められるデザインが異なることが考えられます。

このため、「環境」や景観に配慮するとともに、地域の文化、産品、伝統などの「特性」を活かすことが必要です。

柔軟に、できるところから、継続して、

ユニバーサルデザインは、人の機能や能力などの違いや様々な状況の変化に対して、できるかぎり汎用性のある解決策を考えるものであり、状況に応じ「柔軟に」取り組むことが重要です。

また、ユニバーサルデザインは、完全な、完成した形があるわけではありません。

資金面や技術面の問題など限られた条件のもと、知恵と工夫を凝らし、「できるところから」取り組むこととともに、より良いものを求めて、「継続して」取り組んでいくことが重要です。

第4 ユニバーサルデザインの分野ごとの施策の方向と主な取り組み

ユニバーサルデザインは幅広い概念であり、その対象とする分野は限定されるものでなく、様々なところへの導入が可能です。

しかしながら、基本指針により具体的な施策展開を明らかにする分野は、目指す姿（目標）である「地域に暮らすみんなが住みやすいまち徳島の実現」に向け、ユニバーサルデザインの導入が効果的な分野に重点化します。

具体的には、ハード面を中心とした「街」とそこで行われる生産・消費や移動などの様々な活動を含めた全体としての「まち」を、住みやすいものとするために、重要な要素である「街づくり」、「ものづくり」、「情報環境づくり」の各分野を対象とします。

また、こうした個別分野での取り組みを県民を挙げて着実に進めるため、分野共通の基盤的な取り組みとして、特に、「ユニバーサルデザインの意識づくり」を取り挙げることにします。

1 個別分野の取り組み

街づくり

みんなが安心して、安全、快適に暮らせることを目指し、公共・公益建築物、住宅、公園、道路、交通などが、利用しやすく、互いに連続性や一体性を持って移動しやすいものとなるよう努めます。

【街づくり全体】施策の方向・主な取り組み

高齢者や障害者をはじめ、みんなが日常生活や社会活動をする上で、物理的にも心理的にも街全体が利用や移動しやすいことが重要です。

これには、施設の整備といったハード面ばかりでなく、これをカバーするという意味からのソフト面での対応も求められています。

その際、私たちが受け継いできた地域の自然や文化などに配慮することも重要です。

このため、

公共・公益建築物、住宅、公園、道路、交通といった施設・空間について、各施設等ごとの単体でのユニバーサルデザイン化の取り組み、さらには、面的広がりに着目し互いの連続性・一体性を考えた取り組みを、計画的かつ横断的に行います。

モデル事業^{*}の実施や代表的な事例の提示により、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設の整備を着実に進めます。

心理面での利用・移動のしやすさの観点からも重要な要素であるトイレについては、特に中心市街地の商店街等の多くの人が集まる地区や施設において、みんなが利用しやすいものとなるよう整備を進めます。

大きな文字や絵文字の使用などによる表示、設置場所や高さの工夫など、みんなに分かりやすい案内表示を進めます。

街づくりにおいて、比重の大きな公共事業については、「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、本県の実情を踏まえながら、具体的な取り組みを進めます。

ユニバーサルデザイン化に当たっては、環境や地域特性に配慮し、地場の材料・自然材等を積極的に利用するなど「地域標準^{*}」としてその普及を図り、地域に密着した施設整備を進めます。

ハートビル法^{*}、交通バリアフリー法、「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例^{*}」などの適切な施行を図るとともに、国の動向等を踏まえ、条例の見直し等を検討します。

多様な手段で利用者（県民）ニーズを把握し、これを街づくりに反映させるよう努めます。また、この一環として、県民や専門家などによる街のユニバーサルデザイン化に関する調査等を促進します。

古来より継承されてきた「お接待のこころ」を活かした、街づくり関係者等への普及啓発等により、すべての主体が互いに連携・協働する中、ユニバーサルデザイン化の取り組みを進めます。

【公共・公益建築物等】施策の方向・主な取り組み

県・市町村等の公的機関の庁舎等の施設、民間の病院・マーケット・ホテル等の施設など「公共・公益建築物」や、商店街は、多数の人、多様な人が日常生活において頻繁に利用することから、様々な人が円滑に利用できるような配慮が求められています。

このため、

県有施設について、利用者（県民）ニーズを反映させる取り組み等を通じ代表的な事例を具現化するなど、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を進めます。

建築関係者等への普及啓発等により、民間における施設整備に際し、ユニバーサルデザイン化の取り組みを促進します。

中心市街地の商店街について、段差解消、みんなが利用しやすいトイレ*の整備、気軽に休息できるスペースの確保など、魅力ある商空間の形成を促進し、商店街の活性化に努めます。

【住宅】施策の方向・主な取り組み

過ごす時間が長いことなど、生活の拠点である住宅は、生涯を通じ安心して快適に暮らせることが求められています。

このため、

県をはじめとした公営住宅のユニバーサルデザイン化を進めます。

広く県民や建築関係者などに対し、住宅のユニバーサルデザインに関する情報の提供を行います。

【公園、水辺・海辺、観光地】施策の方向・主な取り組み

緑豊かで安全・快適な環境の中で様々な体験活動を行う場としての公園、憩い交流する身近な自然空間である水辺・海辺、日常生活を離れて気軽に自然・伝統・文化・街並み等を満喫できる観光地は、精神的豊かさや健康づくりなど、人間性の回復に向けた私たちの真に豊かな生活のために不可欠です。

このため、

公園については、特に利用者（県民）ニーズの把握・反映に留意し、園路、トイレなどにおけるユニバーサルデザイン化の取り組みや地域住民との協働による管理等を進めます。

水辺・海辺については、みんながアクセス*しやすく、気軽に利用しやすいものとなるよう施設の整備を進めます。

観光地については、トイレ・休憩施設等におけるユニバーサルデザイン化の取り組み、観光施設への容易なアクセス*の確保、はじめて訪れる者や外国人でもわかりやすい案内表示などに努めます。

【道路】施策の方向・主な取り組み

みんなが街を円滑、安全に移動できるためには、各施設の単体についてだけでなく、これらの間を結ぶ歩行や自転車通行などのための空間がユニバーサルデザイン化され、全体として移動しやすいことが重要です。

このため、

歩道と車道の分離、電線類の地中化、街路樹の植栽など、歩行者や自転車利用者なども移動しやすく、さらに快適な道路空間の整備を行います。

みんなに分かりやすい信号機、道路標識・表示の整備や、歩行等の妨げとなる路上駐車・放置自転車問題への取り組みを進めます。

地区指定*やモデル実施 などにより、重点的な取り組みに努めます。

【交通】施策の方向・主な取り組み

様々な場所や施設などとの間の移動は、日常生活等において欠かせないものであり、みんなが円滑・安全に利用できる交通機関や施設が必要です。

このため、

駅、ターミナル、バス停などの旅客施設におけるユニバーサルデザイン化の取り組みや、乗り降り等利用しやすい車両*の導入を促進します。

高齢者や障害者などの移動手段の確保のためにも、公共交通機関の活性化を図るとともに、福祉タクシー*等の個別移動サービスの充実に努めます。

利用者（県民）ニーズを踏まえ、交通事業者と行政が連携して、地域の実情に応じた安全・快適な移動環境の整備を進めます。

ものづくり

みんなが安全、簡単に利用しやすい製品が普及することを目指し、利用者のニーズが反映されたものづくりが行われるとともに、できるかぎり多くの県民の積極的利用が図られるよう努めます。

【製品開発】施策の方向・主な取り組み

生活の質の向上や利用者意識の高まりにより、利用者の多様なニーズに対応し、みんなが利用しやすい、快適さをもたらす製品の開発が求められています。また、このことは、市場の拡大等を通じ、本県の木工・機械金属・縫製といった地場産業の活性化にも繋がります。

このため、

ユニバーサルデザイン製品についての事業者、利用者(県民)などの意識づくりに努めるとともに、ユニバーサルデザイン製品の開発や販売を促進します。

利用者、事業者、研究者、行政などがネットワークを構築し、取り組みを進めます。

【製品利用】施策の方向・主な取り組み

ユニバーサルデザイン製品の普及に向けては、何よりも利用者(県民)の製品に対する認知度の向上と、これに連動する形での事業者による製品の供給促進が必要です。

このため、

様々な手段や機会を通じ、広く県民に情報を提供するなど、ユニバーサルデザイン製品の普及に努めます。

県自ら率先して公共事業等においてユニバーサルデザイン製品の積極的な利用を行うなど、県民の利用促進に努めます。

情報環境づくり

みんなが必要な情報を、簡単、快適に、利用できることや受け取りできることを目指し、電子自治体を確立するなど、多様な情報環境が整備されるよう努めます。

【情報化（電子自治体等）】施策の方向・主な取り組み

高度情報化の進展に伴い、日常生活の利便性の向上等の豊かな生活や、活力ある地域社会の実現が可能になっています。

こうした状況をみんなが享受するためには、年齢や身体的な条件などに起因する情報格差を是正し、だれもが、いつでも、どこでも、必要な情報を発信・受信できることが求められています。このため、

みんなが様々な情報を容易に入手できる、様々な手続きをワンストップ*でできる、気軽に県政への意見や提言ができるなど、県民本位のサービスを提供する電子自治体“e - 県庁*”の実現を目指します。

高度情報通信基盤*の整備を進めるとともに、パソコン等を利用しやすい環境づくりや、これらの利活用能力の向上を促進します。

【情報提供】施策の方向・主な取り組み

情報の大切さが言われる中、みんなが生活情報や緊急時情報など、必要とするものを迅速かつ確実に得られることが求められています。

このため、

県自ら率先して、みんなが必要な情報を入手・利用できるよう、行政情報紙やテレビ・ラジオなど、様々な手段により、分かりやすく情報提供するとともに、このような取り組みの関係者への普及啓発に努めます。

災害等に際し、高齢者や障害者などに迅速・確実に情報提供できるような仕組みづくりに努めます。

2 基盤となる取り組み

ユニバーサルデザインの意識づくり

地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりに向けて、個別分野での取り組みが着実に行われるよう、その基盤となる一人ひとりの意識づくりを進めます。

【普及啓発】施策の方向・主な取り組み

ユニバーサルデザイン化の取り組みは、行政のみでなく、関係者はもちろん広く県民が連携・協働してはじめて、私たちの社会に深く浸透するものです。

それには、ユニバーサルデザインに関する情報が共有され、県民一人ひとりがこれを理解し、それぞれの立場から推進に向けて行動する必要があります。

このため、

ユニバーサルデザインに関する理念や製品などについて、メディア、講演会、イベント、学校教育など様々な手段や機会を通じ、広く県民への普及を図ります。

県や市町村の職員が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、率先して行動するよう意識づくりを進めます。

【人材育成】施策の方向・主な取り組み

ユニバーサルデザイン化の取り組みが着実に進展するためには、街づくり、ものづくり、情報環境づくりなど様々な分野において、中心となって活動する人材や組織が必要です。

このため、

大学、NPO*、市町村などと連携し、ユニバーサルデザインを推進する専門家・指導者や地域のリーダーを育成します。

県民、NPO*、事業者、市町村などの主体的な取り組みを支援します。

第5 ユニバーサルデザインの推進に向けて

基本指針の目指す姿（目標）である「**地域に暮らすみんなが住みやすいまち徳島の実現**」に向け、あらゆる施策にユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、ユニバーサルデザインを計画的・体系的、かつ、着実に推進することが必要です。

また、県民、NPO*、事業者、国・市町村などとの連携・協働により、県民を挙げた取り組みが必要です。

その一方で、ユニバーサルデザインの考え方や必要性などの県民への普及は、十分とは言えない状況です。

1 推進に当たっての考え方

このため、ユニバーサルデザインの全県的かつ効果的な推進に向けて、

「県自ら率先する」

例：「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」の策定と推進

「すべての主体が連携・協働する場をつくる」

例：県民・事業者・行政の連携・協働による、街のユニバーサルデザイン化の調査

「スピードを重視する」

例：モデル事業*の実施や代表的な事例の提示によるスピード感を持った取り組み

「地域にこだわり、地域のルール*で進める」

例：地場の材料・自然材等を積極的に利用し、地域標準*として普及を図る取り組み

「まずは、身近なところからはじめる」

例：多くの人が集まる地区や施設における、みんなが利用しやすいトイレ*の整備

という考え方のもと、例示のような取り組みの先導的な実施に努めます。

さらに、これらを積極的に情報発信することや、利用者（県民）のニーズを汲み上げてまちづくりを進めることなどを通じ、意識の醸成を図りながら広く県民に波及させることで、全般的な取り組みへと繋がります。

2 主体ごとの役割

ユニバーサルデザインの推進のため各主体ごとに求められる役割としては、まず、県は、自ら率先して、あるいは、他との連携・協働を通じて、基本指針に基づき各種施策を行うなど、中核的役割を担うことが必要です。

また、県民、NPO*、事業者、市町村は自主的・積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、国においては、こうした地域の取り組みを支援・促進するための制度づくりなどが望まれます。

【県】

県自ら

まず、率先してできるところから実施し、その成果やノウハウ*をフィードバック*することにより、計画的・体系的な推進に繋がります。

また、基本指針に基づき、具体的な取り組みを着実にを行うため、必要に応じ、分野ごとにガイドライン*等や推進のための計画を検討します。特に、街づくりの分野においては、数値目標を掲げた行動計画として「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定します。

全庁を挙げて取り組むための推進体制を整備します。

基本指針に示す主な取り組み等については、政策評価の手法を活用し、毎年度、その進捗状況等を点検・評価するとともに、改善見直しを行い、継続的改善を図ります。

また、社会経済情勢の変化やユニバーサルデザインを巡る動向などを踏まえ、必要に応じ、基本指針の見直しを行います。

他との連携・協働

県民、NPO*、事業者、市町村などの主体的な取り組みを支援します。

県民、NPO*・関係団体、事業者、国・市町村、学識経験者などによる推進体制を整備します。

【県民】

県民の皆さんは、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、例えば、歩道に自転車を止めないといった身近でできるところからはじめ、行政や事業者などに対する意見・提言、まちづくりを行うボランティア・NPO活動への参加、ユニバーサルデザイン製品の積極的な購入などへと、活動を広げていきましょう。

【NPO等】

社会貢献活動を行うNPO等は、まちづくり活動を通じ、県民、事業者、行政のそれぞれを繋ぐなど、ユニバーサルデザインを推進するための担い手として大きな役割を果たすという意気込みで、一層取り組みを進めましょう。

【事業者】

事業者は、社会的責任を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、利用者の多様なニーズを反映させた、より安全・安心、簡単、快適な製品・施設等を提供することやユニバーサルデザイン製品等の積極的な利用に努めましょう。

【市町村】

市町村は、住民福祉を推進する最も身近な自治体であり、その成果はすぐに住民に届くことから、地域づくりの中核として、県の取り組みをはじめ住民等との連携を図りながら、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れたまちづくりを積極的に進めることが期待されます。

【国】

国は、ハートビル法^{*}や交通バリアフリー法^{*}に基づき、より一層の施策の推進を図るとともに、これらの法を発展させたユニバーサルデザインの考え方を導入したガイドライン^{*}の作成、モデル事例の実施などが望まれます。

また、全国一律の基準でなく、徳島県や四国といった区域ごとに、地域の特性や環境に配慮した地域標準^{*}（ローカルスタンダード）を積極的に採用することが期待されます。

付属資料

分野別取り組み例

留意点

- 1 この資料は、基本指針に付属するものです。
- 2 基本指針に示す「施策の方向・主な取り組み」を踏まえ、現時点で考えられる具体的な分野別「取り組み例」を明らかにするものです。
今後、この取り組み例を踏まえ、財政面や技術面などの検討を加えながら事業化に努めます。
- 3 この資料は、ユニバーサルデザインを巡る制度や技術等の様々な動向を踏まえながら、見直しを行うこととします。

分野別【取組み例】

分野	主な取組み
街づくり	
全体	
1)	街づくりに関する様々な計画等の策定に当たり、ユニバーサルデザインの考え方を採用。
2)	市町村等が策定するまちづくりに関する様々な計画などにユニバーサルデザインの考え方を採用するよう働きかけ。
3)	モデル事業 [*] の実施、代表事例の提示により、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進。 例：障害者交流プラザ（仮称）・郷土文化会館、県営住宅鴨島呉郷団地、徳島空港周辺海浜公園、あんしん歩行エリア（徳島市佐古・蔵本地区）
4)	人が多く集まる地区において、公共・公益建築物等での多機能トイレ [*] 等の整備を推進。店舗のトイレをすべての人が利用しやすくなるよう工夫。トイレの設置数等も考慮し、男性・女性が共に利用しやすいトイレになるよう努力。
5)	標準案内用図記号（ピクトグラム）ガイドライン [*] を参考に、大きな文字、絵文字、外国語併記などにより、すべての人に分かりやすい案内表示を推進。災害時の避難誘導標識の統一化を促進。
6)	数値目標を設定した行動計画として「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、具体的な取り組みを推進。
7)	豊かな環境を維持することや、ひとに優しく、親しみのある景観を創出すること、さらには、地場の材料・自然材等を積極的に利用するなど四国標準 [*] として普及を図ること（例：間伐材利用の木製防護柵）、により地域に密着した施設整備を推進。
8)	ハートビル法 [*] 、交通バリアフリー法 [*] 、徳島県ひとにやさしいまちづくり条例 [*] などの基準に適合した施設の整備を促進。
9)	本県におけるユニバーサルデザインの普及状況、国の動向などを踏まえ、徳島県ひとにやさしいしいまちづくり条例 [*] の見直し等を検討。
10)	多様な手段により利用者ニーズを把握し、街づくりに反映させる仕組みを構築。
11)	県民、専門家等による街のユニバーサルデザイン化に関する調査、マップづくりを推進。
12)	街づくりに携わる関係者に対する研修会を実施（研修内容：施設整備等のハード面での取り組み、お接待のこころを基調としたソフト面での取り組み）。関係者のネットワークづくりを支援。
13)	夜間も安全に安心して通行できるように、連続性・視認性・景観等に配慮した屋外照明施設の整備促進。

分野別【取組み例】

分野	主な取組み
公共・公益建築物等	
1)	県有施設の整備に際し、交通の便、他の施設との近接性を考慮。
2)	県有施設の計画や完成後などの段階ごとに、必要に応じワークショップ*・パブリックコメント制度*等の多様な手段で利用者ニーズを把握し、反映させる仕組みを構築。
3)	県有施設でのモデル事業 ^① の実施、代表的な事例の具現化などを通じ、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進（利用者の声や点検などを踏まえる、大規模改修工事計画に併せて行う）。 この成果を踏まえ、ユニバーサルデザインによる建築設計のためのガイドライン*等を検討
4)	県立学校において、ユニバーサルデザインによる施設整備を計画的に推進。
5)	ハートビル法*、徳島県ひとにやさしいまちづくり条例*等の基準に適合する施設の整備、さらにはガイドライン*等に準拠した施設の整備を促進。
6)	施設の設置者、設計・施工管理を行う事業者などを対象とした研修会を実施。
7)	中心市街地の商店街において、段差解消、多機能トイレ*等、託児所の設置など、施設整備を促進。店舗トイレの一般開放、多機能トイレ*等のマップづくりを促進。
8)	優秀なユニバーサルデザインの取り組みを表彰し、県民に情報提供。
住宅	
1)	ユニバーサルデザインによる県営住宅の整備を推進。
2)	相談窓口等を通じ、住宅のユニバーサルデザインに関する情報提供に努力。
3)	施設の設置者、設計・施工管理を行う事業者などを対象とした研修会を実施。

分野別【取組み例】

分 野	主な取組み
公園、水辺・海辺、観光地	
公園 1)	段差のない園路、多機能トイレ*、子どもが安全に利用できる遊具、分かりやすい案内表示など、安全に安心して利用できる施設整備を推進。
公園 2)	計画、完成後などの段階ごとに、必要に応じワークショップ*・パブリックコメント制度*等の多様な手段で利用者ニーズを把握し、反映。
公園 3)	地域住民との協働によるきめ細かな管理等を推進。
水辺 1)	身近な河川や海岸において、子どもや高齢者などすべての人が気軽に利用できる親水空間を整備。
水辺 2)	病院・福祉施設等の立地する地区などにおいて、利用者が容易にアクセス*できるよう堤防・海岸にスロープ*、手すりなどの施設を整備。
観光地 1)	観光地において、ユニバーサルデザインによるトイレ、休憩施設、観光施設へのアプローチの段差解消などの施設整備を推進。
観光地 2)	外国語併記の観光マップ作成や観光ボランティア*の育成などを促進。
観光地 3)	宿泊施設のユニバーサルデザイン化の取り組みを促進。
観光地 4)	はじめて訪れる人や外国人にも分かりやすい案内表示を推進。 例：大きな文字・絵文字の使用・外国語表記などによる表示、設置場所・高さの工夫
観光地 5)	観光施設・宿泊施設・交通等のユニバーサルデザイン化の状況などの情報提供を強化。

分野別【取組み例】

分野	主な取組み
道路	
1)	幅が広く平坦な歩道を整備。電柱をなくすなど、通行障害物の除去を推進。必要に応じ、休憩施設を設置。
2)	歩行空間の快適性向上のため、街路樹の植栽や透水性舗装等の導入を積極的に推進。夏場の路面温度を低下させるなどの効用のある保水性舗装の導入を検討。
3)	立体横断歩道施設へのエレベータやスロープ*の設置。
4)	L E D信号灯器*や視覚障害者・高齢者等に配慮した信号機の整備。
5)	適切で分かりやすい、道路標識・道路表示等の整備や道路情報の提供。
6)	歩行者等の快適・自立的な移動支援のため、I T S*（高度道路交通システム）による情報提供サービスなど、新技術の導入を積極的に検討。
7)	歩行等の妨げにならないよう適切な駐車、駐輪対策を推進。必要に応じ、駐輪施設の整備を検討。
8)	「あんしん歩行エリア*」の指定によるユニバーサルデザイン化の面的な取り組みや、歩車道空間の再配分等によるすべての人が利用しやすい空間創出のモデル的な取り組みを推進。
交通	
1)	交通バリアフリー法*に基づく徳島駅及びその周辺地区の基本構想（徳島市策定予定）を踏まえ、旅客施設の段差解消等を促進。
2)	バス停の整備に際し、快適に利用できるよう、屋根・ベンチを設置するハイグレードバス停*等の導入を検討。
3)	乗り合いバスの利便性向上のため、デジタル式行先表示器*、音声合成放送案内装置*などの車載機器の導入を促進。
4)	ノンステップバスやバリアフリー対応トイレ設置鉄道車両の導入を促進。
5)	公共交通機関の総合的な整備のあり方を検討。優先信号制御・優先レーンの設定など乗り合いバス優先システムや、パークアンドライド*の導入により、総合的な利便性を向上。
6)	N P O*等による高齢者等の有償運送や、福祉タクシー*の導入を促進。
7)	利用者の利便性を考慮した運行体系や交通情報の提供を促進。
8)	国等の関係機関との連携により、鉄道駅及びその周辺において高齢者・障害者等の移動をサポートするボランティアに関する意識啓発を実施。

分野別【取組み例】

分野	主な取組み
ものづくり	
製品開発	
1)	事業者、利用者へのユニバーサルデザイン製品に関する情報を提供。
2)	工業技術センター等において、地場産業を中心とした事業者によるユニバーサルデザイン製品の研究・開発の技術的支援等を実施。
3)	利用者、事業者、研究者、行政などによるユニバーサルデザイン製品の研究・開発・利用のネットワークを構築。
製品利用	
1)	多様なメディアにより、ユニバーサルデザイン製品等を紹介。
2)	県有施設やイベント等でのユニバーサルデザイン製品の展示や体験の場づくり。
3)	県自らが率先して、公共事業、病院・福祉施設や様々な窓口などにおいて、ユニバーサルデザイン製品の積極的な利用に努力。

分野別【取組み例】

分野	主な取組み
情報環境づくり	
情報化（電子自治体等）	
1)	IT [*] を活用した行政手続きの電子申請・届出システムの整備や、様々な情報提供のための県民ポータルサイト [*] の整備。
2)	「高齢者・障害者等配慮指針」を踏まえ、分かりやすく情報アクセシビリティ [*] の確保されたホームページ（Webコンテンツ [*] ）の構築に努力。 例：外国語表示、音声読み上げ、表示文字拡大
3)	ITの活用により、積極的に県政等の情報を提供。県民が気軽に意見・提言でき、さらに施策への反映が図られるなど、県民ニーズに的確に対応するよう努力。
4)	県民だれもがどこでもブロードバンド環境 [*] を享受できるようケーブルテレビ [*] ・光ファイバーネットワーク [*] 等の高度情報通信基盤整備を推進。
5)	だれでも参加できるパソコン講習会の実施や、パソコン初心者の相談に応じる人材の育成。
情報提供	
1)	県自ら複数の手段でわかりやすい行政情報を提供。 市町村等への普及を促進。
2)	行政情報紙等の印刷物について、大きな文字、平易な語句、ルビふりや多国語表記など、すべての人にわかりやすいものとなるよう努力。
3)	テレビ広報について、テロップ [*] や手話の挿入に努力。
4)	外国人に対し、相談窓口の充実や専門ボランティアの養成による生活相談を通じ、生活情報を提供。
5)	高齢者・障害者等の災害時要援護者や外国人などへの迅速・確実な防災情報提供システムの構築に努力。
6)	ハザードマップ [*] の作成・配布などわかりやすい防災情報の提供を促進。
7)	視覚障害者・聴覚障害者等の情報入手を支える人材を育成。

分野別【取組み例】

分野	主な取組み
意識づくり	
普及啓発	
1)	多様なメディアにより、ユニバーサルデザインの理念や製品等を紹介。
2)	講演会の開催や事例集の作成などにより、ユニバーサルデザインの具体的な取り組みを紹介。
3)	ユニバーサルデザインに関する研究や情報を収集し、情報を提供。
4)	県有施設やイベント等でのユニバーサルデザイン製品等の紹介や体験の場づくり。
5)	県民、事業者、市町村などの求めに応じ、専門家・指導者、地域リーダーを派遣する仕組みを構築。
6)	学校教育において、総合的な学習の時間 [*] を活用するなど、ユニバーサルデザインの学習機会を提供。
7)	県主催の主要なイベント等において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく会場づくりや運営に努力。
8)	県・市町村職員に対する疑似体験を含むユニバーサルデザイン研修を実施。
人材育成	
1)	大学、NPO、市町村と連携し、専門家・指導者や地域リーダーの養成のための講座など、学習機会の提供に努力。
2)	公共事業を中心とした取組みの徹底を図るため、担当県職員等の専門的な研修に努力。効果的な学校教育推進のための教員の研修にも努力。
3)	ユニバーサルデザイン推進に関する活動等に取り組む県民、NPO [*] 、事業者、市町村などを支援。
4)	地域におけるまちづくり等のボランティア活動への参加を促進。
5)	街づくりやものづくりなどの分野での関係者のネットワークづくりを支援。

用語解説

あ行

アクセス

ネットワークや通信回線を使って、他のコンピューターに接続すること。
接近すること。近づく手段。

アプローチ

観光施設などへの導入路。

あんしん歩行エリア

住居・施設等が集中し、幹線道路で囲まれた交通事故の発生割合が高い地区を指定したもの。この地区においては、交通安全施設の重点的な整備や交通規制の見直しなど、面的に、総合的に歩行者や自転車の事故防止対策を実施する。その際、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、整備を行う。

音声合成放送案内装置

バスの行き先や到着地などを音声による放送案内装置であり、コンピューターにより音声を解析して記憶しておき、必要なタイミングで音声を放送する。

か行

ガイドライン

指針。ここでは、ユニバーサルデザインによる建築設計のための技術的目安などをいう。
国等においては、道路の移動円滑化整備ガイドライン、みんなのための公園づくり・ユニバーサルデザインに手法による設計指針、標準案内用図記号ガイドライン、高齢者・障害者等配慮指針などが既に示されている。

観光ボランティア

観光客に対して、豊かな自然や歴史的建造物などの案内等を自発的に行う人。

ケーブルテレビ

テレビの有線放送サービス。多チャンネルのテレビ放送のほか、高速なインターネットサービスや電話サービスを提供するなど、総合的な情報通信基盤として期待されている。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図ろうとするもの。

多数の者が利用するデパート等について、建築主に対し、新築・改築等に際し、出入口等の構造・配置に関する利用円滑化基準への適合の努力義務や、このうち、一定規模の老人ホーム等への義務付けを行うとともに、より望ましいレベルの利用円滑化誘導基準の適合認定等による優良建築物の誘導を促進している。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上を促進するもの。公共交通事業者に、駅等の旅客施設の新設等や、鉄道車両・バス等の導入に際しての構造・設備を移動円滑化基準への適合を義務付けるとともに、市町村が作成する基本構想に基づき、関係事業者に、駅等を中心とした地区における旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化の重点的、一体的推進を求めている。

高度情報通信基盤

光ファイバーやケーブルテレビなどによる、多様かつ高速・超高速の通信が可能な情報通信回線のこと。

さ行

四国標準

従来、道路などの公共事業は、国が全国一律の規格（全国標準）を示し、これに沿って事業を進めてきたが、地域の実情に応じ、工夫を凝らして実施することが、効率的・効果的な場合も多い。そこで、国土交通省四国地方整備局が中心となって、四国での統一規格として定めたもの。

例：間伐材利用の木製防護柵

情報アクセシビリティ

コンピューターで提供される各種の情報等へのアクセス（接続）が容易であること。

スロープ

傾斜面。ここでは、水辺等にアクセス（接近）できるような傾斜のある通路。

総合的な学習の時間

生きる力の育成を目指し、それぞれの学校が、地域や学校の実態などに応じて、創意工夫を活かし、特色ある教育活動が行える時間、福祉・健康、国際理解、情報、環境など、従来の教科をまたがるような課題についての学習を行える時間。

た行

多機能トイレ

車いす使用者、高齢者、子ども連れなど、だれもが利用しやすいトイレのこと。腰掛け便座、手すり、ベビーシート・チェア、手洗い、車いすが転回できる空間などが備わったもの。

地域のルール

地域の規則。国により全国一律に適用されるのではなく、地域で定め、適用される規則。

地域標準

従来、道路などの公共事業は、国が全国一律の規格（全国標準）を示し、これに沿って事業を進めてきたが、地域の実情に応じ、工夫を凝らして実施することが、効率的・効果的な場合も多い。そこで、徳島県とか四国とかの区域での統一規格として定められたものが、「地域標準」。

地区指定

一定の条件にある区域を指定して、重点的に取り組むもの。
あんしん歩行エリアのように面的な区域のほか、道路の区間のように線的なものも考えられる。

デジタル式行先表示器

バスの行先案内表示を、高輝度の液晶装置で表示するもので、従来の機械式表示板より見やすく、また多様な案内表示が可能となる。

テロップ

放送画面上に付加される文字情報。最近、マークやキャラクターなどを加えた表現が増加する傾向。

徳島県ひとにやさしいまちづくり条例

障害者、高齢者等をはじめとする全ての県民にとって安全かつ快適な生活環境の整備を総合的に推進するもの。

公共・民間建築物、駅舎などの公共交通機関の施設、道路、公園などの都市施設について、建築主は、新築・改築・大規模の修繕や模様替えに際し、出入口などの構造・設備に関する整備基準への適合の努力義務と、このための知事等への事前協議を求めている。

な行

ノウハウ

専門的な技術やその蓄積。

ノンステップバス

地上から床面が65cm以下、スロープ板・車いすスペースが1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅が80cm以上といった交通バリアフリー法の基準（移動円滑化基準）に適合するバスを低床バスという。このうち、利用者の乗降をより容易にするため、地上から床面を30cm程度以下まで低くすることにより、階段（ステップ）を解消したバスのこと。

は行

ハイグレードバス停

屋根、風よけ、ベンチ、音声案内、情報ディスプレイ、現在バスがどこを走っているかを知らせるバス接近表示などが整備されているバス停のこと。

ハザードマップ

津波や洪水などの災害に遭う恐れのある地域を予測した「災害予測地図」のこと。

住民向けに作られたものは、災害の危険のある地域を示すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図を指すことも多く、その場合は「防災地図」とも言われている。

ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」参照のこと。

パークアンドライド

交通渋滞を緩和するために、自動車を都市の郊外の駐車場に止めて、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて都心に入る手法。

パブリックコメント

行政機関などの意志決定過程において広く原案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意志決定を行う制度。徳島県では、平成15年度から本格実施している。

光ファイバー

ガラスやプラスチックの細い繊維でできた光を通す通信ケーブル。光ファイバーケーブルは、メタルケーブル（銅線）と比べて信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能であるほか、光ファイバーによる通信速度は従来のメタルケーブルと比べて段違いに速く、今後の通信ケーブルの主流となることが期待されている。

標準案内用図記号ガイドライン

交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設など、様々な施設に使用される案内用図記号（ピクトグラム：絵文字のこと）の標準を示すもの。交通エコロジー・モビリティ財団が策定。

フィードバック

行動等をその結果を参考にして、より適切なものにしていく仕組み。ここでは、先行実施により得られた成果等を次の取り組みに反映していくこと。

福祉タクシー

ここでは、介護タクシーや障害者タクシーなどを含めた、一般的な意味で、福祉タクシーという表現にしている。

ブロードバンド環境

ブロードバンドは、光ファイバーやケーブルテレビ、ADSL（非対称デジタル加入者線）などによる、高速・超高速の通信のこと。インターネットでテレビ放送同様の動画配信も可能になるが、このようなブロードバンド特有のサービス（ブロードバンドサービス）の提供が受けられる環境。

ポータルサイト

インターネットの利用者が最初にアクセス（接続）する入り口となるページのことで、そこから様々な情報やサービスにアクセスできる。

ここでは、県民が県の電子申請、情報提供、情報収集などを行う入り口という意味で、「県民ポータルサイト」としている。

ま行

みんなが利用しやすいトイレ

多機能トイレをはじめ、通常のトイレや車いす使用者用のトイレに、より多くの人利用しやすいように工夫を加えたもの。

モデル実施、モデル事業、モデル事例

モデルは、今後の模範・手本となるような試み。これを行うことや、そのような事業・事例。

例：徳島空港周辺海浜公園

ら行

リフト付きバス

中扉に設けられたリフトを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバス。

利用しやすい車両

ノンステップバスやバリアフリー対応トイレ設置の鉄道車両のこと。

行先がその都度、文字や音声で示される乗り合いバスも含まれる。

ローカルスタンダード

地域標準。徳島県とか四国とかの区域で、公共事業の統一規格として定められるもの。

わ行

ワークショップ

地域に関わる多様な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくりを進めていく方法。

ワンストップサービス

ここでは、申請・届出等の手続きに際し、複数箇所または複数回にわたり、行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、究極的には1箇所または1回で、各種の行政サービスを提供すること。

アルファベット

e - 県庁

ITを活用して、県政への県民の参加の促進や県民サービスの向上、さらには、業務・システムの最適化の実現を目指すもの。これにより、インターネットや携帯電話による情報の提供の一層の充実、県民ポータルサイトの整備、インターネットを利用した申請・届出、公共事業の入札手続きや公共施設の予約、地方税の電子申告や手数料等の電子納付などが可能となる。

IT

情報通信技術。インターネットやネットワーク化されたコンピューターやその他の機器(携帯電話等)において、利用される情報処理技術の総称。最近は、コミュニケーション機能を重視し、ICTといふことが多い。

ITS (高度道路交通システム)

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムです。

ITSは、ナビゲーションの高度化、自動料金収受システム、安全運転の支援などの9つの開発分野から構成されている。

ITS: Intelligent Transport Systems

LED式信号灯器

発光ダイオード (Light Emitting Diode) を光源とする信号。従来の電球式と比べ見やすいことから安全面に優れるとともに、消費電力が約4分の1と少なく環境にやさしい。

NPO (民間非営利団体)

Non-Profit Organizationの略。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

Webコンテンツ

コンテンツは、コンピューターによって提供される情報やサービスであり、特に、動画・画像や音などの作品を指すことが多い。これをインターネット技術を活用した形態のシステム処理方式で提供すること。